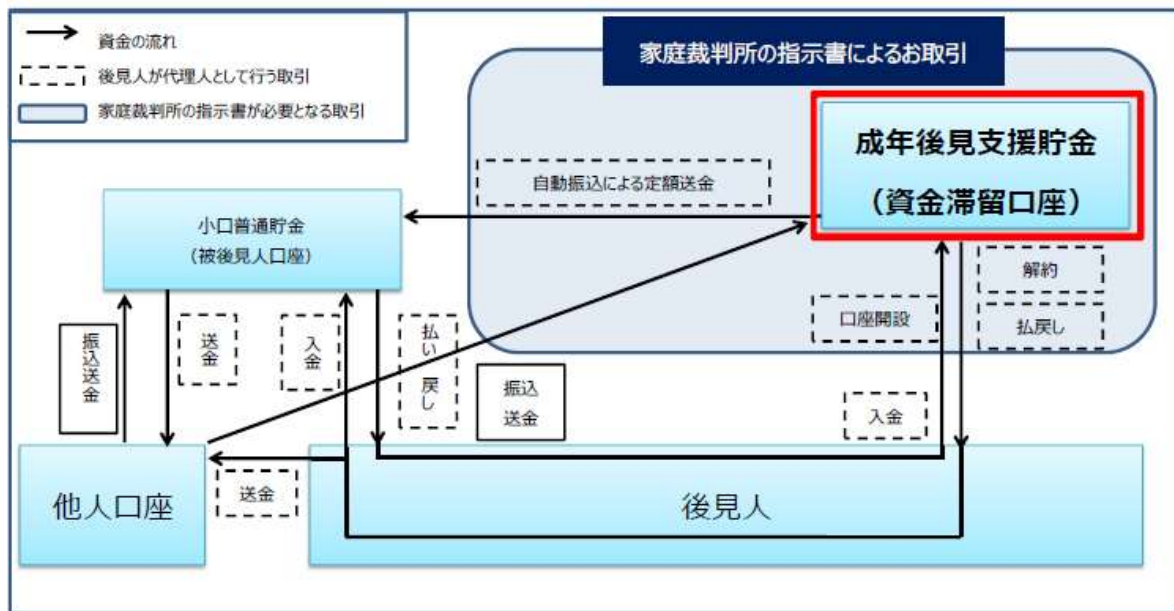


成年後見支援貯金のご案内

J Aバンク岩手では成年被後見人さまの貯金について、成年後見人さまによる適切な財産管理を実現し、成年後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を軽減すべく、特定の取引に際して家庭裁判所の指示書を必要とする成年後見支援貯金を取扱っております。

I J Aバンク岩手で取扱う成年後見支援貯金のご利用イメージ

J Aバンク岩手の成年後見支援貯金口座では、①口座開設、②口座解約、③払戻し、④定期交付金（自動振込による定額送金）の設定・変更・解除の各取引で家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。



II J Aバンク岩手で取扱う成年後見支援貯金について（Q&A）

Q 1 「成年後見支援貯金」とはどのような口座ですか。

A 1 成年被後見人さまの貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭については「成年後見支援貯金」として、口座開設、口座解約、定期交付金の設定・変更・解除、払戻しの各取引において、家庭裁判所が発行する指示書を必要とする口座です。

Q 2 成年後見人の範囲について教えてください。

A 2 成年後見人さまの範囲としては、「成年後見」のみであり、保佐、補助、任意後見、未成年後見については対象外です。

Q 3 成年後見支援貯金はいくらから預入ができますか。

A 3 預入金額の下限はありませんので、1円から預入ができます。

Q 4 成年後見支援貯金口座への入出金はどこの店舗の窓口でもできますか。

A 4 店舗での預入および払戻しについては、口座開設店舗の窓口のみでの取扱いとなります。なお、A T Mを利用した預入については、口座管理店舗が管理するA T Mにおいて、成

年後見人さまが「通帳」を使用してご入金いただけます。

Q 5 成年後見支援貯金口座への年金等の振込はできますか。

A 5 年金、給与、配当金等の自動受取（振込）についてもご利用いただけます。
（ＪＡバンク岩手では入金に際して、家庭裁判所の指示書は不要です。）

Q 6 成年後見支援貯金口座からの口座振替はできますか。

A 6 口座からの払戻しに際しては、家庭裁判所が発行する指示書を必要とするため、口座振替契約についてもご利用できません。

Q 7 成年後見支援貯金口座を開設するにあたり、他の預貯金口座の解約に際して家庭裁判所から何らかの指示等がありますか。

A 7 ＪＡバンク岩手の成年後見支援貯金口座のほか、家庭裁判所の指示書を必要とする他金融機関の預貯金口座の取引以外については、家庭裁判所の判断によるものではなく、成年後見人さまの裁量で決定することとなります。

Q 8 成年後見支援貯金口座の開設時の金額については、成年後見人の裁量で定めるのでしょうか。

A 8 成年後見支援貯金の口座開設にあたっては、事前に家庭裁判所に開設時の金額を含め報告書を提出したうえで、家庭裁判所より指示書の交付を受けることになります。そのため、口座開設時の金額については、家庭裁判所の判断を受けることになります。

Q 9 後見監督人が選任されることもありますか。

A 9 親族間に意見の対立がある場合や、成年被後見人さまの財産の額や種類が多い場合等、事案に応じて後見監督人が選任される場合があります。

Q 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所による後見監督はありますか。

A 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所は事案に応じて必要な後見監督を行います。成年後見人さまにおいては、家庭裁判所に対して毎年自主的に定期報告を行う義務があり、後見等事務報告書提出の際に、成年後見支援貯金を含む通帳の写し等の添付が必要となります。

Q 11 成年後見支援貯金は貯金保険制度の対象となりますか。

A 11 ＪＡバンク岩手では、“金利が付く商品”と“無利息型の商品”の２商品を取扱っております。“金利が付く商品”としての成年後見支援貯金については貯金保険の対象となり、お取引いただくＪＡの他の貯金と合算して１,０００万円までの元本とその利息が保護の対象となります。（“無利息型の商品”については全額保護されます。）

ＪＡバンク岩手

詳しくはお近くのＪＡへお気軽にお問合せ下さい

ＪＡ新しいわて（TEL：019-699-3338） ＪＡいわて中央（TEL：019-676-3119）
ＪＡいわて花巻（TEL：0198-22-6270） ＪＡ岩手ふるさと（TEL：0197-41-5202）
ＪＡ江刺（TEL：0197-35-0211） ＪＡおおふなと（TEL：0192-22-5211）
ＪＡいわて平泉（TEL：0191-23-3007） ＪＡ岩手県信連（TEL：019-626-8726）